

社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会 職員就業規程

制 定 平成 5年 4月 1日
最新改正 令和 3年 1月 1日

第1章 総 則

(目 的)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会（以下「本会」という。）の職員の就業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 この規程に定めるもののほか職員の就業に関する事項は、労働基準法、これに関するその他の法令の定めるところによる。

(職員の定義)

- 第2条 この規程において職員とは、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会（以下「横浜市社協」という。）からの出向職員で常勤の者をいう。

第2章 服 務

(サービスの基準)

- 第3条 職員は社会福祉の精神を体し、責任を重んじ、横浜市泉区社会福祉事業の発展のために勤務し、全力を挙げてその職責を尽くさなければならない。

(サービス心得)

- 第4条 職員は次に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 本会の定款及び諸規程を守り、上司の業務上の命令に従って誠実にその職務をすること
 - (2) 本会の信用又は名誉を傷つけるような行為をしないこと。
 - (3) 自己の担当たと否とを問わず在職中は勿論退職後も業務上の機密をもらさないこと。
 - (4) 許可なく他の職業に従事しないこと。

(職務専念の義務)

- 第5条 職員は、勤務時間中は定められた業務に専念しなければならない。

(職務専念義務の免除)

- 第6条 前条の規定にかかわらず、職員は次の各号の一に該当する場合においてあらかじめ事務局長の承認を得てその職務に専念する義務を免除されることができる。
- (1) 研修（職務命令によるものを除く。）を受ける場合
 - (2) 健康診断を受診する場合
 - (3) 前2号に規定する場合を除くほか、事務局長が認める場合

(出勤)

第7条 職員は始業定刻までに出勤し、自ら出勤簿に押印又は勤怠管理システム上で出勤登録しなければならない。

(2) 本会職員が在宅勤務等所属事業場外で勤務する場合の必要な事項について別に定めるところとする。

(事務引継)

第8条 休職、解雇、退職又は長期の休暇のときは、速やかにその担当した業務及び書類、物品等を後任者又はこれに代わるものに引き継がなければならない。

第3章 勤務時間その他の勤務条件

(勤務時間)

第9条 職員の勤務時間は、次のとおりとする。

(1) 職員の勤務時間は、以下のとおりの時間とする。

勤務時間
午前7時45分から午後4時15分まで
午前8時45分から午後5時15分まで
午前9時45分から午後6時15分まで
午後零時45分から午後9時15分まで

(2) 第1号における各日の勤務時間については月シフト表で示すこととする。

(3) 第1号の規定にかかわらず、会長が業務上必要と認めた場合は勤務時間を変更することができる。

(休憩時間)

第10条 職員には、勤務時間の途中に60分の休憩時間を与える。

2 前項に規定する休憩時間の割振りは、事務局長が定める。

(遅刻、早退、外出)

第11条 私用で遅刻、早退又は外出しようとするときは、事前に事務局長の許可を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により事前に連絡できない場合は、事後速やかに届け出なければならない。

2 不可抗力の事故のため遅刻又は早退したときは、届け出により、遅刻、早退の取扱いをしない。

(時間外勤務)

第12条 業務の都合により勤務時間外又は休日に勤務させることができる。

2 時間外勤務は所定の様式に必要事項を記入の上、あらかじめ事務局長がこれを命ずる。

(代休)

第13条 事務局長は、業務の都合により休日に勤務した職員に対し当該休日に代わる日を

与えることができる。

- 2 前項の規定により休日に代わる日を与える場合においては、事務局長はあらかじめ当該休日以前4週間以後8週間の範囲内の日のうちにおいて、当該休日に代わるべき日を指定しなければならない。ただし、休日及び当該休日に代わる日が4週間を通し4日以上となるように指定しなければならない。

(休日及び勤務を要しない日)

第14条 休日とは給与を支給し、勤務を免除される日をいう。

- 2 職員の休日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(当該休日が日曜日に当たる場合はその直後の正規の勤務時間を割り振られた日)

(2) 1月2日、1月3日、12月29日、12月30日及び12月31日

- 3 職員の勤務を要しない日は、4週間を通して8日になるようにあらかじめ事務局長が指定する日とする。

- 4 休日が前項に規定する勤務を要しない日に当たるときは、その日は勤務を要しない日とする。

(1か月単位の変形労働時間制)

第15条 職員の勤務時間は、業務上必要がある場合、1か月を平均して1週間37時間30分の範囲で編成を行うことがある。

- 2 1か月の起算日を毎月1日とする。

- 3 各日、各週の労働時間は、前月末日までに勤務表を作成し、職員に周知するものとする。

- 4 各日、各週の始業時刻、終業時刻及び休憩時間は、第9条及び第10条に定めるところによる。

- 5 休日及び勤務を要しない日は、第14条に定めるところによる。

(休暇)

第16条 休暇の種類は年次休暇、特別休暇とする。

- 2 年次休暇及び特別休暇は有給の休暇とする。

(年次休暇)

第17条 年次休暇の年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 休暇年度のはじめにおいて在職する職員にたいしては20日の年次休暇を与える。

- 3 4月2日以降就職し又は復職した職員にたいしては次の区分により休暇を与える。

就職し又は復職した日	休暇日数	就職し又は復職した日	休暇日数	就職し又は復職した日	休暇日数
4月	18日	8月	13日	12月	7日
5月	17日	9月	12日	1月	5日
6月	16日	10月	10日	2月	3日
7月	15日	11月	8日	3月	1日

- 4 第2項又は第3項の規定による年次休暇が10日以上与えられた職員に対しては、第21条の規定にかかわらず、付与日から年度末までに、当該職員の有する年次休暇日数のうち5日について、職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、職員が第21条の規定による年次休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。
- 5 第2項又は第3項の規定による年次休暇を受けることのできる職員が、休暇年度内にその休暇の全部又は一部を受けなかった場合において、その受けなかった日数を翌休暇年度において加算して受けることができる。ただし、加算休暇日数は20日を超えることはできない。
- 6 年次休暇は1日、半日又は1時間を単位とする。
- 7 年次休暇を時間単位で取得する場合、取得することができる日数は5日の範囲とし、1日分の年次休暇に相当する時間数は8時間とする。

(特別休暇)

第18条 職員が次に掲げる表のいずれかの事由に該当する場合は、その期間内において特別休暇を与える。

事 由		期 間	
負傷又は疾病のため療養するとき		90日	
結婚するとき		6日	
職員が出産するとき		女子職員の出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から出産日の後8週間を経過する日までの期間内において必要とされる期間	
生理日の勤務が著しく困難なとき		労働基準法第68条の定めるところによる	
父母の祭日のとき		1日	
親族が死亡したとき	死亡した者	血 族	姻 族
	配偶者	10日	
	父 母	7日	3日
	祖父母	3日	2日
	子	7日	3日
	孫	3日	
	兄弟姉妹	3日	2日
	伯叔父母	3日	2日
	甥 姪	2日	1日
職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合（夏季休暇）		5日 （6月1日以降新たに職員となった者及び5月31日に勤務していない職員で6月1日以後復帰した者等にあつては5日の範囲内で会長が別に定める日）	
職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のための配		その都度必要と認められる期間	

偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髓液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき (骨髓提供休暇)	
職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合(公民権行使休暇)	その都度必要と認められる期間
裁判員の参加する刑事裁判に関する法律により、職員が裁判員の職務を行うとき及び証人、鑑定人、参考人及び公述人として官公署に出頭するとき(公の職務執行休暇)	その都度必要と認められる期間
配偶者が分娩したとき (配偶者の出産のための休暇)	3日
配偶者が出産する職員で、出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する職員が当該子の育児のために勤務しないことが相当であると認められるとき (男性職員の育児参加休暇)	配偶者の出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産日の後8週間を経過する日までの期間内において5日
生後1年6か月達しない子を養育する職員が当該子の育児のために勤務しないことが相当であると認められたとき(育児時間休暇)	1日2回又は1回、90分の範囲で1回につき30分、45分、60分又は90分

- 備考
- 1 生計を一にする姻族及び継父母の場合は、血族に準ずる。
 - 2 生計を一にする兄弟姉妹については、血族の場合は5日とする。
 - 3 服忌のため旅行するときは、往復日数を加算する。
 - 4 夏季休暇の休暇取得期間は6月から9月とする。

- 2 前項に定める特別休暇のほか、子の看護休暇及び介護休暇を与える。
- 3 子の看護休暇及び介護休暇に関する事項については、横浜市社協職員育児・介護休業に関する規程(以下「職員育児・介護休業規程」という。)の定めるところによる。

(介護休業)

第19条 職員は介護休業をすることができる。

- 2 介護休業に関する事項については、横浜市社協職員育児・介護休業規程の定めるところによる。

(休暇期間の計算)

第20条 特別休暇(結婚及び親族の死亡、夏季休暇、子の看護休暇及び介護休業を除く。)及び介護休業については、その休暇等の期間中に休日又は勤務を要しない日がある場合は、これらの日数を当該休暇等の日数に含めて計算する。

(休暇の申出)

第21条 休暇を受けようとする職員は、事前に主務部長に申出て承認を受けなければな

らない。ただし、やむを得ない事故により事前に申出ることができなかった場合には、その理由を付してすみやかに申出なければならない。

2 職員から年次休暇の申出があった場合において業務に支障があるときは、その期日を変更させることができる。

(欠勤)

第22条 職員は病気その他やむを得ない事由で欠勤するときは事前に事務局長に届け出なければならない。

2 病気欠勤1週間以上に及ぶときは、前項の届け出に医師の診断書を添付しなければならない。

(育児休業)

第23条 職員は育児休業することができる。

2 育児休業に関する事項については、横浜市社協職員育児・介護休業規程の定めるところによる。

第4章 損害賠償

(損害賠償)

第24条 職員が故意又は重大な過失により本会に損害を及ぼしたときは、情状により損害の全部又は一部を賠償させることができる。

第5章 給与

(給与)

第25条 職員に支給する給与に関する事項については、横浜市社協職員給与規程及び本会嘱託職員就業規則第6条の定めるところによる。

第6章 安全及び衛生

(職場環境の保持)

第26条 職員は、常に職場の整理整頓に努めなければならない。

(災害発生の場合の処理)

第27条 職員は、火災発生その他の災害又は危険の発生があることを知ったとき及び物品の紛失等異常を認めたときは臨機の処置をとるとともに直ちに上司に報告しなければならない。

(衛生管理)

第28条 事務局長は職員の衛生管理に努めなければならない。

第7章 その他

(協定書)

第29条 この規程に定めるもののほか必要な事項は「協定書」（市社協と区社協の一体的人事に伴う協定書）に基づき横浜市社協職員就業規程に定めるところによる。

（委任）

第30条 この規程の施行に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成5年4月12日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成8年5月24日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会職員就業規程第17条第4項の規定にかかわらず、同条第2項及び第3項の規定に基づき年次休暇を受けることのできる職員が、次表の左欄に掲げる休暇年度においてその休暇の全部又は一部を受けなかった場合は、同表の右欄に掲げる日数を超えない範囲内において、その受けなかった日数を翌休暇年度に加算して受けることができる。

休 暇 年 度	日 数
平 成 8 年 度	35 日
平 成 9 年 度	30 日
平 成 10 年 度	25 日

附 則

（施行期日）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成20年1月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、制定日に関わらず平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、制定日に関わらず平成22年4月1日に遡及し施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年3月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年1月1日から施行する。